

私は、市議会公明党を代表いたしまして、ただいま議題になっております、陳情第4号携帯電話等中継基地局（5G基地局及びそれ以外も含む基地局）設置に関する条例制定についての陳情について、反対の立場で討論いたします。

まず初めに、5Gによる健康被害問題については、様々な立場や状況の方々から御意見がある通り、判断が難しいところではありますが、電波は、以前から通信や放送などで長きにわたって活用され、健康への影響もこれまで長年にわたって様々な視点から研究がなされているところであり、5Gについても、人体に発熱の影響を与える可能性があります、人体に影響を与えないよう、一定の基準値を超えないように設計されておりますし、用いられる周波数の電波は、遺伝子を傷つけることのない「非電離放射線」と呼ばれるものでありますので、5Gの電波でも人体に影響はないと考えられております。

そして、他の視点からも申し上げますと、この陳情書の陳情項目（以下の7点を盛り込んだ条例を早期に制定）の内容につきましても、特に既設の基地局に関することについての遡及対応には無理がありますし、5G以外の電波についても、現在は公共交通機関でのマナールールも緩和されておりますので、基地局についても同様に考えるべきだと思います。

よって、陳情第4号については、反対といたします。